【事業者団体の活動に関するもの】

「公的規制, 行政などに関する行為」

事業者団体による高額なポイント付与の自粛の要請

小売業者を会員とする団体が、会員に対し、特定の商品の販売の際に会員が顧客に 付与するポイントを団体が示す付与率を用いて計算されるもの以下とするよう要請す ることは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

- 1 相談者 X協会(小売業者を会員とする団体)
- 2 相談の要旨
- (1) X協会は、小売業者を会員とする団体である。
- (2) 会員の中には、顧客に対してポイントカードを発行し、ポイントカードを提示して商品を購入する顧客に対し、ポイントを付与するサービスを提供する者が存在する。このポイントは、当該商品の販売金額に個々の会員が定める一定率(以下「付与率」という。)を掛けて算出されるものであり、顧客は、このポイントを次の買い物の支払いに充てることができる。
- (3) 会員が取り扱っている商品のうち、商品Aについては、小売業者は、販売に際して法令によって定められた対価を顧客から受領することが義務付けられている。ただし、商品Aの販売金額にポイントを付与することを規制する法令はない。そのため、ポイントカードを発行している会員は、商品Aを購入する顧客からポイントカードが提示されれば、ポイントを付与しているが、ポイントを商品Aの支払いに充てるサービスは提供していない。

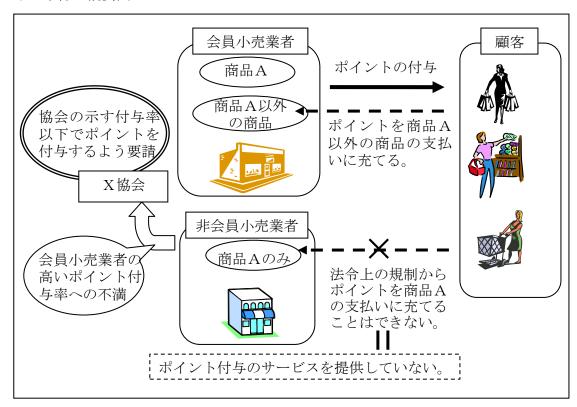
なお、会員は、日用品等を含む多様な商品を販売しており、商品Aのみを取り 扱っている会員は存在しない。

- (4) 非会員である小売業者の中には、商品Aのみを取り扱っている者が多く存在する。 法令上の規制から、ポイントを商品Aの支払いに充てることができないため、その ような小売業者は、商品Aの販売の際、顧客にポイントを付与するサービスを提供 していない。
- (5) 最近, X協会の会員の中に高い付与率を設定する者が現れてきたことから, X協会は, 商品Aのみを取り扱っている非会員である小売業者等から, X協会の会員がそのようなポイントサービスを提供すると, 商品Aのみを取り扱っている小売業者

から顧客が離れてしまうといった内容の強い抗議を受けた。

(6) そこで、X協会は、会員に対し、ポイントの付与率を示し、会員が商品Aの販売 の際に付与するポイントを当該付与率を用いて計算されるもの以下にするよう要請 することを検討している。

○ 本件の概要図



このようなX協会の取組は、独占禁止法上問題ないか。

3 独占禁止法上の考え方

- (1) X協会の会員は、価格、品質、品揃え等様々な側面で競争を行っている。顧客にポイントを付与するか、付与率をどの程度に設定するか、どのような方法で顧客にポイントを使用してもらうかということも、X協会の会員にとって重要な競争手段であると考えられる。
- (2) X協会が、商品Aの販売金額にポイントを付与することを規制する法令がないにもかかわらず、会員に対し、会員が商品Aの販売の際に顧客に付与するポイントを X協会が示す付与率を用いて計算されるもの以下にするよう要請することは、会員が、自己の裁量で自由に決定することができる重要な競争手段を不当に制限し、独

占禁止法上問題となるおそれがある(独占禁止法第8条第4号)。

4 回答の要旨

X協会が、会員に対し、商品Aの販売の際に顧客に付与するポイントをX協会が示す付与率を用いて計算されるもの以下にするよう要請することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。